

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第8回農業委員会総会議事録

令和6年2月28日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	2	十亀	正	委員
	3	青野	誠	委員

第 8 回 農業委員会総会議事録

1. 開催年月日 令和 6 年 2 月 28 日 午後 2 時 00 分～午後 2 時 30 分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸
4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 海辺 雅裕
佐呂間町農業委員会事務局次長 阿部 真
佐呂間町農業委員会農地係 藤田 真紗美

5. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	青野 英一郎	9	平川 智司
2	十亀 正	10	山田 裕之
3	青野 誠		
5	田村 通啓	13	橋本 聡
6	千葉 義則	14	渡部 洋
		15	和泉 茂樹
8	山越 透	16	大澤 好幸

6. 欠席委員

番号	氏名	番号	氏名
4	山口 浩之		
7	荒田由紀野		
11	齊藤 浩明		
12	田中 裕二		

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定
について
報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

事務局 長	只今から、第8回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、16名中12名で、総会は成立しております。
議 長	議事録署名委員の指名を行います。 署名委員は、2番十亀委員さん、3番 青野誠委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。
事務局	報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。
事務局	報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第3条の3の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。 番号1 土地の所在が武士138番1、現況地目が畑で面積470㎡、届出者 札幌市 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和3年11月4日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。 番号2 土地の所在が共立228番1外9筆、現況地目畑が68,459㎡、採草放牧地が52,649㎡、合計面積121,108㎡、届出者 共立 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和5年6月10日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。 以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各 委 員	———異議なし———
議 長	報告事項第1号は原案どおり承認いたします。
事務局	報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。
事務局	報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第18条第6項の規定による通知があったので、報告します。 番号1 土地の所在が北85番4外1筆、現況地目が畑で合計面積42,652㎡、契約期間は平成24年6月28日から令和4年6月30日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和6年1月31日、通知者が賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。 番号2 土地の所在が北272番1外2筆、現況地目が畑で合計面積34,313㎡、契約期間は平成26年1月30日から令和6年1月31日まで、合意解約の成立の日が令和5年11月15日、引き渡しの日が令和6年1月31日、通知者が賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。 番号3 土地の所在が北236番1外26筆、現況地目が畑で合計面積219,779㎡、契約期間は平成26年1月30日から令和6年1月31日まで、合意解約の成立の日が令和5年11月17日、引き渡しの日が令和6年1月31日、通知者が賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。 以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各 委 員	———異議なし———
議 長	報告事項第2号は原案どおり承認いたします。

事務局	<p>次に、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定に基づき、下記の者より許可申請があったので、可否について審議願います。</p> <p>番号1 土地の所在が北141番1外3筆、現況地目が畑で合計面積31,480㎡、売主が●●●●●さん、買主が●●●●●●●●●●、農業従事者が4名、経営状況はトラクター2台ほか作業機を所有、経営面積は、282,791㎡です。契約内容は売買、価格は1,530,000円、10㎡当たりの単価は49,000円です。 この案件につきましては、2月15日関係農業委員さん立会いのもと現地調査を実施しております。 図面で説明いたしますと、(1ページ)です。申請地につきましては、道道富武佐呂間線と北28号道路の間の土地となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p>
青野委員 事務局	<p>対象地はこれまで耕作されていた土地ですか。</p> <p>これまでは今回の買主である●●●●●●●●●●が賃貸借により、耕作を行っていました。</p>
議長	<p>ほかに質問はありますか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>
各委員 議長	<p>———異議なし———</p> <p>議案第1号は原案どおり決定いたします</p>
事務局	<p>議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。</p> <p>番号1. 利用権の設定等を受ける者が、東 ●●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●●さん。土地の所在が北85番4外1筆、現況地目が畑で合計面積42,652㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和6年2月29日から10年間、賃貸料は年額130,000円、10㎡当たり3,000円で、前回も3,000円でした。あっせん会につきましては、令和5年12月1日から1回実施しております。 図面で説明いたしますと(2ページ)です。申請地につきましては、北28号道路の東、北4線付近の土地となります。</p> <p>番号2. 利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●●さん、利用権の設定等をする者が名寄市 ●●●●●さん。土地の所在が北272番1外2筆、現況地目が畑で合計面積34,313㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和6年2月29日から10年間、賃貸料は年額120,000円、10㎡当たり3,500円で、前回も3,500円でした。あっせん会につきましては、令和5年11月24日から1回実施しております。 図面で説明いたしますと(3ページ)黄色枠の土地です。申請地につきましては、北</p>

